社会福祉法人　星谷会

身体拘束等の適正化のための指針

１．施設・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。施設・事業所では、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるよう に基本的な仕組みをつくり、拘束廃止に向けた意 識を持ち、身体拘束をしない利用者支援の実施に努めます。

（１）身体拘束の廃止

サービス提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

（２）緊急やむを得ない場合の３要件

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束要否委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、以下の切迫性・非代替性・一時性の３要件の全てを満たした場合のみ、家族へ説明し 同意を得て行います。 また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

①切 迫 性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる 可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一 時 性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の３つの要件をすべて満たすことが必要です。

２．身体拘束等適正化委員会（人権擁護委員会）その法人内の組織に関する事項

（１）身体拘束等適正化委員会（人権擁護委員会）の設置 身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するために、身体拘束等適正化委員会（人権擁護委員会）以下、「委員会」という。） を設置します。委員会は年に１回以上開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況の確認や３要件に照らし合わせて検討します。

（２）委員会の構成メンバー委員会の運営責任者は理事長とし、構成メンバーは、人権委員長、生活支援員等、施設・事業所の職員から選出し構成します。

（３）委員会では、次のような内容について確認、協議し、話し合った内容を従業者に周知します。（職員会議での身体拘束適正化に関する内部研修時に報告する）

①３要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
②身体拘束を行っている利用者がいる場合３要件の該当状況を個別具体的に協議し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを話し合います。
③身体拘束を開始する検討が必要な利用者がいる場合３要件の該当状況、特に代替案を検討します。
④意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直しをします。
（４）リスク委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
（５）会議の実施にあたっては、WEB 会議を用いる場合があります。

３．身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
（１）職員に対する身体拘束等適正化のための研修は、本指針に基づき、身体拘束等適 正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目指します。
（２）研修は、年１回以上行うこととし、１回については、法人組織である人権擁護委員会（身体拘束適正化委員会）で話し合った事案や身体拘束マニュアルに関わる内容を管理者または、人権擁護委員が各事業所の職員会議で内部研修として実施します。
（３）研修の内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し（各事業所内での年１回内部研修については、会議録に添付または記載し保存します。

４．施設・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や 利用者の日々の態様を確認する。（３要件の具体的な再検討）

５．身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
（１）３要件（切迫性、非代替性、一時性）の確認
（２）要件合致確認 利用者の態様を踏まえ身体拘束要否委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。
（３）記録等 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者、家族へ説明し個別支援計画へ記載します。
・拘束が必要となる理由（個別の状況）
・拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
・拘束の時間帯及び時間 ・特記すべき心身の状況 ・拘束開始及び解除の予定

６．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、 また、ホームページに公表します。

附則 本指針は、令和４年４月 1 日より施行する。